

官報号外

昭和二十五年七月三十日

○第八回衆議院会議録第十号

昭和二十五年七月二十九日(土曜日)

講事日程

午後一時開議

第一 横浜国際港都建設法案(三)

浦寅之助君外百二名提出

第二 神戸国際港都建設法案(松

澤兼人君外百二名提出)

第三 鶴馬法の一部を改正する法律

案(千賀康治君外二十一名提出)

第四 地方自治法第百五十六條第

四項の規定に基き、検査所の設

置に關し承認を求めるの件

第五 地方自治法第百五十六條第

四項の規定に基き、税關の支署

及び出張所の設置に關し承認を

求めるの件

本日の会議に付した事件

全国選舉管理委員会委員の指名

北海道開発審議会委員の指名

文化財保護委員会委員任命につき

同意の件

更生保護事業審議会委員に本院議

員庄司一郎君、参議院議員宮城

タマヨ君を、中央災害救助対策

協議会委員に参議院議員高橋龍

太郎君、同山縣勝見君を充てる

件

憲法の運営に關する緊急質問(鈴木

謙昌三君提出)

憲法擁護に關する緊急質問(鈴木

義勇君提出)

義勇軍に關する緊急質問(小川半

次君提出)

日程第一 横浜国際港都建設法案
(三)浦寅之助君外百二名提出

日程第一 神戸国際港都建設法案
(松澤兼人君外百二名提出)

日程第三 鶴馬法の一部を改正す

る法律案(千賀康治君外二十一

名提出)

日程第四 地方自治法第百五十六

條第四項の規定に基き、検査所

の設置に關し承認を求めるの件

日程第五 地方自治法第百五十六

條第四項の規定に基き、税關の

支署及び出張所の設置に關し承

認を求めるの件

阿波丸事件の見舞金に関する法律

案(内閣提出、參議院添付)

狂犬病予防法案(原田雪松君外六

名提出)

国有財産法第十三條の規定に基

き、国会の議決を求めるの件

歯科医国家試験予備試験の受験

資格の特例に関する法律案(大

石武一君提出)

医師国家試験予備試験の受験資格

の特例に関する法律の一部を改

正する法律案(大石武一君提出)

○議長(常原喜重郎君) これより会議を開きます。

○議長(常原喜重郎君) 全国選舉管理委員会委員に一名の欠員がありますので、これを補充しなければなりません。よつてこの際全国選舉管理委員会委員の指名を行います。

○村忠助君 全国選舉管理委員会委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(常原喜重郎君) 今村君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(常原喜重郎君) 起立多数。よ

つて議長は全国選舉管理委員会委員に

白石古京君を指名いたします。(拍手)

○議長(常原喜重郎君) 起立多数。よ

つて議長は全国選舉管理委員に

白石古京君を指名いたします。(拍手)

○議長(常原喜重郎君) 議事日程追加の緊急質問(佐

藤昌三君提出)

憲法の運営に關する緊急質問(佐

藤昌三君提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急

質問を提出いたします。すなわちこの

際に、佐藤昌三君提出、憲法の運営に關する緊急質問を許可されることを望みます。

○議長(常原喜重郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(常原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○議長(常原喜重郎君) 憲法の運営に關する緊急質問を許可

つて議長は北海道開発審議会委員に苦地英俊君を指名いたしました。(拍手)

貴に高橋誠一郎君、細川謹立君、矢代

幸雄君、一万田尚登君、有光次郎君を任

命するため本院の同意を得たいとの申

出がありました。右申出の通り同意を

與えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(常原喜重郎君) 起立多数。よ

つて同意を與えるに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(常原喜重郎君) 起立多数。よ

つて議長は北海道開発審議会委員に

北海南道開発審議会委員の指名

文化財保護委員会委員任命につき

同意の件

○議長(常原喜重郎君) お詫びいたし

まし、政府に對して、憲法の運営に關

し、もつばら警戒予備隊問題を中心

緊急質問をいたさんとするものであります。

いまでもなく、わが憲法は、國

民化にあることを標榜いたし、すべ

ては国会中心主義となり、國政に對する

国会の審議権は強化され、いやしくも

國民に重大なる利害關係ある事項は一

切法律をもつて制定し、また國家財政

はすべて予算をもつて措置することを

一大原則とされるに至つたのであります。もちろん、いまだ講和なく、占領治

下にある以上、連合國最高司令官の超

憲法的支配を受け、占領政策上必要な

ればボツトム政令によらねばならぬこ

とが当然であります。ただ、いわゆる

内政不干涉が認められる限り、かかる

異例は最小限度にとどめられること

が、われくの国民的熱望であるので

あります。しかるに歷代内閣の施政の

うちには、往々この立憲の大原則の一

角が無視され、民主主義憲法の精神が

蹂躪されんとした事例なしとしないの

であります。たとえば、昭和二十二年

七月、新憲法実施後、第一国会の開会

中にもかかわらず、あえてボルトをもつて飲食喫煙緊急措置令が、かつて社会

党内閣において突如制定されたこと

は、党派を離れて、憲法の擁護上最も

遺憾とするところであります。(拍手)

○佐藤昌三君 私は、自由党を代表いたし、政府に對して、憲法の運営に關し、もつばら警戒予備隊問題を中心緊急質問をいたさんとするものであります。

いまでもなく、わが憲法は、國

民化にあることを標榜いたし、すべ

ては戦争権を放棄し、戰力は一切こ

れを保持せざることを明定し、また國

内的には、祖國再建の第一歩は政治の

民主化にあることを標榜いたし、すべ

ては国会中心主義となり、國政に對する

国会の審議権は強化され、いやしくも

國民に重大なる利害關係ある事項は一

切法律をもつて制定し、また國家財政

はすべて予算をもつて措置することを

一大原則とされるに至つたのであります。もちろん、いまだ講和なく、占領治

下にある以上、連合國最高司令官の超

憲法的支配を受け、占領政策上必要な

ればボルトム政令によらねばならぬこ

とが当然であります。ただ、いわゆる

内政不干涉が認められる限り、かかる

異例は最小限度にとどめられること

が、われくの国民的熱望であるので

あります。しかし、この立憲の大原則の一

角が無視され、民主主義憲法の精神が

蹂躪されんとした事例なしとしないの

であります。たとえば、昭和二十二年

七月、新憲法実施後、第一国会の開会

中にもかかわらず、あえてボルトをもつて

飲食喫煙緊急措置令が、かつて社会

党内閣において突如制定されたこと

は、党派を離れて、憲法の擁護上最も

遺憾とするところであります。(拍手)

さて、今や現内閣のもとに警察予備

隊の編成が行わんとするのであります

が、その目的、性格、設置手続、方

法のいかんによりましては、民主憲法

の運営上種々の疑問を提起する余地な

しとしないのであります。従つて政府

は、みずから進んで憲法上の疑惑を氷解すべく、進んで立憲的態度をとられることが最も妥当であると確信する次第であります。よつて私は、若干の具体的な問題について御質問申し上げ、本議場を通じて政府の憲法運営に対する見解をただすとともに、これに対する国民の正しき理解を深めたいと存する次第であります。

まず吉田総理大臣に對してお伺いいたしたいのでありまするが、その第一点は、警察予備隊の設置の動機並びにその経緯の問題であります。そもそも政府としては、この予備隊の必要性をいかに御認識なされておるかといふ点であります。先般マッカーサー元帥の總理大臣として書簡において、七万五千人の警察予備隊を置くことを認められたのでは不十分なるがため、その強化とぞうことがござりまするが、これは特に最近基礎産業や交通機関の破壊その他集団的凶悪犯罪の激増、謀略宣伝等の跋扈等、從來の警察力をもつてしたのでは不十分なるがため、その強化策として日本政府は本予備隊の創設の必要を認むるものであるかどうか、この点をまずお伺いいたしたいのであります。

第二点は、この予備隊の設置や使用の目的並びにその性格に関する問題でござります。わが国は、憲法第九條に基づき戦争権を放棄し、戦力保持を否定したのでありまする以上、本予備隊の目的、性格はおのずから定まるところがなければならないのです。

しかしてまた他方において、わが憲法は日本の生存権を放棄せず、従つて戦力の行使以外の方法による自衛権を認めるものである以上、本予備隊の任務、活動に期待すべきことまことに大なるものがあるであります。特にこの際朝鮮問題等に関連して明らかにしておきたい点は、本予備隊を國際警察

軍ないし義勇軍として海外に派遣するがことを想するもののかどうかという点でござります。さらにまた、将来わが國が国際連合による集団的安全保障を求める場合、我が國の国連への参加、協力議論の遂行には、かかる予備隊を必要とし、かつこれをもつて足るものとお考えになられるかどうかといたしましてござります。また最近、再軍備問題に関し内外で論争されるものの中、われわれの注目を引くところでございますが、わが國においては、これがたまに憲法の改正を必要とするにこと申すまでもないのです。しかし政府は、その必要性を認められるのであるかどうか。わが平和憲法を堅持し、国民の不安を除去するためには、以上の点につきまして総理大臣の御見解を承りたいのであります。

次に岡崎官房長官に御質問いたしましたのでありますが、いさまでなく、新たな官庁の設置は法律によることが民主憲法運営上の原則であります。ことに、わが吉田自由党内閣が行政整理の断行を重大政策とする以上、今回のことで大部隊の整備予備隊を編成し、警察行政組織の拡大化をはかるには、よろしく国会の審議に付して、設置法をもつてすべしとする国民的要望、まことに切なるものがあるのであります。元来本勅は、昭和二十年勅令第五四二号に明らかなるがごとく、連合国最高司令官の要求事項実施のため特に必要な場合に発せらるべきものであります。もし政府において、マッカーサー元帥より予備隊設置をオーソライズされたとするならば、それは從来の一般警察十二万五千の制限を解除し、その上の増加を認めたる趣旨であつて、それを国内的にいかなる方法で受け入れ、かつこれをいかなる方法におい

て実現するかは、政府の自由と責任において決定すべき問題であり、そこには憲法上は当然法律によるべきが妥当であると一応推測されるべきものであります。しかしに、本国会の会期まで終らんとする今日、いまだ政府より開保法律案の御提出がないのは、いかなる事情に基くか。あるいは政府としては当初よりが政令をもつて規定する方針を持たれておるのであるかどうか。もしさうに相なつておるならば、それはいかなる経緯に基くか、関係方面との折衝の経過をあわせて明らかにしていただきたいのであります。思ふに、このことは、警察等、傭隊に対する責任が一切をあげてわが政府にあるかないか、その帰属を決定する上においてきわめて重大なる問題であると思性する次第であります。

であります。ことに現在のわが国は、米ソの急迫した国際環境下に置かれ、重大なる危機にさらされておるのであります。私は、この国難突破のためわが民族一人の手といえども「これを必要とするときに、政府は追放解除についていかなる御見解を持たれるか」との際明らかにしていただきたいのです。

第三点は、本予備隊があくまで警備隊である限り、その軍隊化は阻止されねばなりません。またわが国が近世の政治国であり、文化国家たらんとする以上は、本予備隊をもつて軍國主義的国家に移行するがことを阻止すべきはもちろん、警備国家に転化するがときには、絶対にこれを阻止すべきが当然であります。そこで、「これら阻止の具体的対策をいかに考慮されるか、その構想を承りたいのであります。

最後に池田六蔵大臣に御質問いたいのであります。本警察予備隊の人件費、物件費等、その所要経費はどの程度になるか。おそらく相当額額に上り、しかも将来増加することも予想されるのであります。政府は今四及び将来、これが予算的措置をいかなる方法をもってなされんとするか、お伺いいたしたいのであります。憲法第八十三条によれば、およそ国家の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて行使されなければならぬとされ、政府はこれが予算上の責任を負わざれておるのは御承知の通りであります。また財政法第二十三條の上において、国会の議決を得ない限り金額の移用、流用は許されないのであります。従つて、警察予備隊の経費は今国会に補正予算をもつて提出されるものと期待されたるにかかるわらず、いまだその措置なきはいかなる事情に基づくか。もし新聞報道

道のごとく、ボツダム政令により本干から備隊を設設するとともに、債務償還費等の非難もまた免れないのです。ことにボツダム政令で法律を改廃し得るとして、予算そのものは法律ではなく、昭和二十五年度予算總則第十條は国会の議決による一つの処分であるがゆえに、ボツダム政令をもつてするも、これを変更し、費用移用を認むるがことは許されないと解釈もあるのであります。しかしながら、なお財政上の問題としては、かく財政処分をもボツダム政令に依存せしめんとする場合、将来に悪例を残すとの非難があるばかりでなく、わが国財政上の自主性をみずから放棄するものではないかというような憂いを持たれる向きもまた存するのであります。

要するに私は、ひとり財政上の問題に限らず、政治はよろしく憲法に格邊して運営され、法律の予算に対する国会の審議権を尊重することがやがて内閣に責任政治を確立するやうんであると信じ、以上經理大臣以下にお伺いいたし、もし今回に限りかようなる措置が不可能であるとするならば、その理由を御解明賜わり、広く国民の知らんとするところにいたえるとともに、その疑惑を一掃したいと存じまして、あえてこの質疑をいたす次第であります。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

卷之三

四

1

2

ます。これは議員もすでに御承知であります。ろうと思ひますが、平の事件とか、あるいは広島等における共産党の指示による事件等は、はなはだ治安の上から申して懸念にたえないところであります。またそれに対し、現在の警察組合がはたして十分治安の維持の目的を達し得るかどうかということは、われわれ政府としては非常に懸念になります。まして、爾來警察をどう再組織するかといふことは、われくが絶えず心配をして、深甚なる注意をもつて考えておつたところであります。時たまく、去る六月二十五日でありますか、朝鮮において突然北鮮軍が三十人度数を侵入して治安を乱した。こういう事態を考えてみますと、日本においても、かくのごとき事態がいつ生じないとわからないのであります。ゆえに、さらにおは警察を強化する必要を感じたのであります。また爾來鉄道その他において不祥なる事件が頻出しておるのであります。ますます、ますく、警察強化の必要を感じる所以であります。これが、何ら出ないのであります。これが、あるいは国連加入の條件であるとか、あるいは再軍備の目的であるとか、あるいは再軍備の目的であるとかいうようなことは、全然含まれておらないのであります。現在の状態において、いかにして現在の日本の治安を維持するかといふところに、全然その主要な目的があるのであります。従つて、その性格は軍隊ではないであります。また軍隊によつていわゆる國際紛争を解決するといふのは軍隊の目的としての一つであります、この警察予備隊によつて國際紛争を解決する手段とは全然いたさない考であります。

その他については主管大臣からお答えいたします。(拍手)【政府委員岡崎勝男君登壇】
○政府委員(岡崎勝男君) 佐瀬議員にお答えいたします。
ただいまの御質問の第一点は、國家警察予備隊は法律によらず、ボツダム攻令に基いて組織することに政府は方針を決定したのであるかどうか、もし決定したら、その理由はいかんということがありますするが、政府としては、これはボツダム攻令で組織しようと考へておる次第であります。その理由といえましては、先般御承知のマッカーサー元帥の書簡が総理大臣のもとに参つたのであります。政府は、このマッカーサー元帥の書簡に基いてこの警察を組織せんとするものであります。なお第二問といいたしまして、国家警察予備隊の設立に関し司令部との折衝経過はどうか、こうしたことであります。されば、この警察の設置に関しましては、司令官と同様の機会を與えらるべきであると思います。しかしながら、特にこれに對して優先的な取扱いをなすといふべきことは、だいぶ全然考えておりません。またこれに関連いたしまして、政府と司令部の間に密接なる協議の上にこれをやつております。なおつけ加えますと、この書簡の中には、司令官部といわば共同作業をいたしました、政府と司令官部との間に密接なる協議の上にこれをやつております。なまづ加えますと、この書簡の中に、最後の点にありますように、司令部側は本警察につきましてはあらゆる援助を與えると書いてあります。このあらゆる援助を與えるところは事実であります。政府としては各種の援助を司令官部側から得ております。たゞいま、せつかり準備中でござります。(拍手)

【國務大臣大橋武夫君登壇】
○國務大臣(大橋武夫君) 警察予備隊と一般警察との關係についてお答えを申し上げます。警察予備隊の創設は、現在の警察制度であります。國家地方の警察力の欠陥を補う目的をもつて設

置せられるものであります。従いまして、この予備隊は、その目的的範囲におきまして広く自由なる活動範囲を保いたします。されば、その実際の運用におきましては、国家地方警察及び自治体警察のこの制度の根幹を動かすものではなく、單にこれら

と緊密なる協力を保ちますと同時に、その間無用なる重複的な活動を避けるために注意が拂われなければなりません。かように考えておるのであります。

次に幹部及び隊員の選考にあたりましては、民主主義国家における警察に真にふさわしい人物を選択してこれを採用し、かつこの趣旨に基いて訓練を行つて行く、これによつて私どもは十分に御心配のことを事項を避け得るものと考えておる次第でございます。

(拍手)【議長鈴木義男君登壇】
○議長(鈴木義男君) なお池田大蔵大臣に対する質問に対しては適当なる機会に御答弁を願うことによつたしま

す。

○議長(鈴木義男君) なほお急質問(鈴木義男君提出)
○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなはちこの際、鈴木義男君提出の憲法擁護に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(鈴木義男君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(鈴木義男君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○議長(鈴木義男君) 憲法擁護に関する緊急質問を許可いたします。

○議長(鈴木義男君) 静慮に願います。

○議長(鈴木義男君) しかし總理大臣は、ある意味において日本国を代表しておるものであります。その意思の表明は、日本国の公式の意思表示とされるものといわなければならぬ。その立場をとることを誓つたものであります。かかるときは、現行憲法の存する限り、世界のどこにどういう紛争が起りましても、われくは中立的立場をとることを誓つたものであります。しかし、たゞ今は、日本は占領治下にあるのであります。したがつて、輕々にどちらか一方の味方になるといふような印象を與える表明を公式にすべきものではないと存するのであります。(拍手)いわんや、われわれは今占領治下にあるのであります。吉田總理は、過般來たびく、朝鮮事変の勃発に際して、これは日本に好影響を與えるものだと言ひ、国会内の答弁におきましても、しばくか言つたのは、おこがましいことでありまして、連合國の識者もひそかに笑つておるであらうと思うのであります。(拍手)命令によつて、一定の対価を得て労力、資材などを提供すること

は現にやつておることであります。が、これは何ら自主的に応援することを意味しないことはもちろんであります。総理大臣が言ふ精神的支持とか、好意を示すとかいうことは、こういう物資などの提供の意味でなくして、冷たい戦争または熱い戦争の一方の味方であるということを示すことであつて思つてあります。精神的といふことは、そのことをおいてほかに考へることができないのであります。

われ／＼国民の一人々々としては、現に進行中の冷たい戦争並びに熱い戦争について、どちらに好意を持つかといふことは、その人の人生觀、世界觀に応じてそれ／＼きまつておることであります。(君はどうつだ)と呼ぶ者(君はどうつだ)私はいつでも聞かれれば答える用意はあります。遺憾ながら、わが国にも截然区別される二つの流れが存在することは、否定することができないであります。しかし、それは個人の問題である。いやしくも国家を代表して、日本国としてどちらの味方であるかということを表明するのは、無軍備、無防備、絶対中立を建前とする憲法の根本精神を没却するものであります。しかるに首相は、昂然として一方の味方であることを宣言しておるばかりでなく、中立ないし非戦主義を希望し表明する者を総理空論の徒と罵倒するのであります。軽率、不謹慎これよりはなはだしきはないといわなければならぬ。(拍手)総理は一体、日本国憲法において定められた日本の立場を何と考えておるのであるか。

憲法制定に際して深い関心を示され、その成立するや、世界に例を見ない西期的な法として、世界がこの法に学ばんことを求められたマッカーサーは現にやつておることであります。が、これは何ら自主的に応援することを意味しないことはもちろんであります。総理大臣が言ふ精神的支持とか、好意を示すとかいうことは、こういう物資などの提供の意味でなくして、冷たい戦争または熱い戦争の一方の味方であるということを示すことであつて思つてあります。精神的といふことは、そのことをおいてほかに考へることができないのであります。

元帥は、これから行くべき日本の立場を、本年五月、マッキヴィオイ氏との会見において、日本は極東のスイスとなるべき将来いかなる戦争があろうとも中立を保たねばならない、事実日本はどう思つておられるのであります。精神的といふことは、そのことをおいてほかに考へることができないのであります。

われ／＼国民の一人々々としては、現に進行中の冷たい戦争並びに熱い戦争について、どちらに好意を持つかといふことは、その人の人生觀、世界觀に応じてそれ／＼きまつておることであります。(君はどうつだ)と呼ぶ者(君はどうつだ)私はいつでも聞かれれば答える用意はあります。遺憾ながら、わが国にも截然区別される二つの流れが存在することは、否定することができないであります。しかし、それは個人の問題である。いやしくも国家を代表して、日本国としてどちらの味方であるかということを表明するのは、無軍備、無防備、絶対中立を建前とする憲法の根本精神を没却するものであります。しかるに首相は、昂然として一方の味方であることを宣言しておるばかりでなく、中立ないし非戦主義を希望し表明する者を空論の徒と罵倒するのであります。軽率、不謹慎これよりはなはだしきはないといわなければならぬ。(拍手)総理は一体、日本国憲法において定められた日本の立場を何と考えておるのであるか。

さて、吉田総理は、中立などといふから念仏となれる者とか、中立などといふ議論があるが、まつたく現実から逃避した言論であるのみならず、共産党の謀略に陥らんとする危険の理解者ないし擁護者と言つておられるなどとマッカーサーは、からざる者を空論の徒と罵倒しておられます。これで憲法の精神が、いまだ数年ならず、北鮮と南鮮との争いというだけならば比較的單純であります。その背後には二つの世界の流れがあることに、容易に、國家群の大決戦にならないとも保證できないのであります。有史以来かつてない憂うべき状態であります。

新憲法を立案制定するとき、近い将来にこうう大規模な熾烈な世界戦争が起ることを予想したかどうかは疑問でありますよ。しかしあれ／＼は、憲法を立案制定するとき、近い将来に日本が戦争の種類によつてこれに賛成するかも知れない、賛成しないかも知れない。吉田さんにはつてから、その進退の責任を明瞭にせしめて、総理大臣だけを残して、ほとんど全員に近い大臣の職務を辭職するならば、辞職でなくて罷免であることを明らかにしなければならない。そのどちらでもない自然退職の場合は、だしききものと思うのであります。(拍手)それが、いかがでありますよ。その点に關する総理の所見を承りたいのであります。

その第一は、内閣改造の方針についてあります。吉田さんの内閣組織の態様して以來、昨年と本年と次々に、世間を組織したわけあります。その都度には實に驚くべきものがあります。

一昨年、いわゆる第二次吉田内閣を組織して以来、昨年と本年と次々に、世間を組織したわけあります。その都度には實に驚くべきものがあります。

元帥は、日本を同盟艦としオーストラリア新聞記者団に対しても、連合国は日本が中立を維持することを希望する。連合国は日本を同盟艦として使用し、どこの国に対抗させる意圖で日本を再武装させるつもりはない。また第三国が日本を連合国の敵として利用することも欲しない、と明言しておるのであります。日本の立場としては、まだ第三国が日本を連合国の敵とするものを実によく理解し指示しておる言葉であります。

しかし、吉田総理は、中立などといふから念仏となれる者とか、中立などといふ議論があるが、まつたく現実から逃避した言論であるのみならず、共産党の謀略に陥らんとする危険の理解者ないし擁護者と言つておられるなどとマッカーサーは、からざる者を空論の徒と罵倒しておられます。これで憲法の精神が、いまだ数年ならず、北鮮と南鮮との争いというだけならば比較的單純であります。その背後には二つの世界の流れがあることに、容易に、國家群の大決戦にならないとも保證できないのであります。有史以来かつてない憂うべき状態であります。

新憲法を立案制定するとき、近い将来にこうう大規模な熾烈な世界戦争が起ることを予想したかどうかは疑問でありますよ。しかしあれ／＼は、憲法を立案制定するか賛成するかも知れない、賛成しないかも知れない。吉田さんは、義理の編成を許して、これを

議論までも起つておる。さうに遺憾なことは、日本を軍事的に利用するため講和を一日も早くしなければなりません。こういう議論は、みな立を保たねばならない、事実日本はどう思つておられるのであります。精神的といふことは、そのことをおいてほかに考へることができないのであります。

われ／＼国民の一人々々としては、現に進行中の冷たい戦争並びに熱い戦争について、どちらに好意を持つかといふことは、その人の人生觀、世界觀に応じてそれ／＼きまつておることであります。(君はどうつだ)と呼ぶ者(君はどうつだ)私はいつでも聞かれれば答える用意はあります。遺憾ながら、わが国にも截然区別される二つの流れが存在することは、否定することができないであります。しかし、それは個人の問題である。いやしくも国家を代表して、日本国としてどちらの味方であるかということを表明するのは、無軍備、無防備、絶対中立を建前とする憲法の根本精神を没却するものであります。しかるに首相は、昂然として一方の味方であることを宣言しておるばかりでなく、中立ないし非戦主義を希望し表明する者を空論の徒と罵倒するのであります。軽率、不謹慎これよりはなはだしきはないといわなければならぬ。(拍手)総理は一体、日本国憲法において定められた日本の立場を何と考えておるのであるか。

さて、吉田総理は、中立などといふから念仏となれる者とか、中立などといふ議論があるが、まつたく現実から逃避した言論であるのみならず、共産党の謀略に陥らんとする危険の理解者ないし擁護者と言つておられるなどとマッカーサーは、からざる者を空論の徒と罵倒しておられます。これで憲法の精神が、いまだ数年ならず、北鮮と南鮮との争いというだけならば比較的單純であります。その背後には二つの世界の流れがあることに、容易に、國家群の大決戦にならないとも保證できないのであります。有史以来かつてない憂うべき状態であります。

新憲法を立案制定するとき、近い将来にこうう大規模な熾烈な世界戦争が起ることを予想したかどうかは疑問でありますよ。しかしあれ／＼は、憲法を立案制定するか賛成するかも知れない、賛成しないかも知れない。吉田さんは、義理の編成を許して、これを

議論までも起つておる。さうに遺憾なことは、日本を軍事的に利用するため講和を一日も早くしなければなりません。こういう議論は、みな立を保たねばならない、事実日本はどう思つておられるのであります。精神的といふことは、そのことをおいてほかに考へることができないのであります。

われ／＼国民の一人々々としては、現に進行中の冷たい戦争並びに熱い戦争について、どちらに好意を持つかといふことは、その人の人生觀、世界觀に応じてそれ／＼きまつておることであります。(君はどうつだ)と呼ぶ者(君はどうつだ)私はいつでも聞かれれば答える用意はあります。遺憾ながら、わが国にも截然区別される二つの流れが存在することは、否定することができないであります。しかし、それは個人の問題である。いやしくも国家を代表して、日本国としてどちらの味方であるかということを表明するのは、無軍備、無防備、絶対中立を建前とする憲法の根本精神を没却するものであります。しかるに首相は、昂然として一方の味方であることを宣言しておるばかりでなく、中立ないし非戦主義を希望し表明する者を空論の徒と罵倒するのであります。軽率、不謹慎これよりはなはだしきはないといわなければならぬ。(拍手)総理は一体、日本国憲法において定められた日本の立場を何と考えておるのであるか。

さて、吉田総理は、中立などといふから念仏となれる者とか、中立などといふ議論があるが、まつたく現実から逃避した言論であるのみならず、共産党の謀略に陥らんとする危険の理解者ないし擁護者と言つておられるなどとマッカーサーは、からざる者を空論の徒と罵倒しておられます。これで憲法の精神が、いまだ数年ならず、北鮮と南鮮との争いというだけならば比較的單純であります。その背後には二つの世界の流れがあることに、容易に、國家群の大決戦にならないとも保證できないのであります。有史以来かつてない憂うべき状態であります。

新憲法を立案制定するとき、近い将来にこうう大規模な熾烈な世界戦争が起ることを予想したかどうかは疑問でありますよ。しかしあれ／＼は、憲法を立案制定するか賛成するかも知れない、賛成しないかも知れない。吉田さんは、義理の編成を許して、これを

ば、いたし方ありませんが、無能、過失その任にたえないために、かく大量一時に辞職するのでありまするならば連帶責任の建前上、何人にもまさつて総理その人が第一に辞職しなければならないと思うのであります。(拍手)いわゆる総辞職でなければならぬ。吉田氏を総理に指名するときには、国会においてその責任を解除し、再び新しい内閣を組織し得べきものであります。

伝え聞くところによりますれば、今回の改造にあたつては、総理一人を除いて全閣僚一齊に辞表を提出したということである。連帶責任の大原則上、全閣僚に辞表を出さして、総理一人その任にとどまるといふことは、憲法上、政治道徳上はたして許されることでありましようか。辞して行く大臣の責任、てんとしてそのいすにとどまる総理の責任、すべて晦真でありまして、憲法の要求する責任政治の帰趨が疎闊せられること、これもはなはだしきはないといふように思ひます。

国会を蔑視し無視すること、これよりはなはだしきはないわけであります。大臣といふものは、一旦その任についた以上は、病氣の場合、長期旅行の場合等を除いて、みだりに一身上の理由で辞仕し得べきものではないのであります。政治上の功罪によつて進退するものであります。政策に変化があつたわけではない。してみれば、無能であるか、政治上の過誤を犯したのであるかの場合と見るほかはないのであります。伝うるところによれば、ある大臣のことときは、首相の目から見てある過誤を犯したというので、閣議への出席を停止したということである。その大臣は憤然として辞表を提出したといふのでありまするが、首相はその辞表をどうしたのでありまするか。総理の

「発言する者多し」

私的雇い人ではないのでありますするから、二人の間だけの話合いで、やみかうらやみに舞り去るべきものではないのです。およそ立憲政治の本旨を了解せざること吉田首相のごときは、いまだかつてないと存ずるのであります。

世上、吉田総理を称してワシ・マンといい、清盛入道といふのであります。

警察も審察権も、はなはだしきは裁判権までも一身に兼併して、思うように暴威を振つて、至るところ人権を蹂躪したものです。その弊にかんがみまして、三権分立はもちろんとして、同じ行政権の中でも、警察と検察ののように、兼任の弊の最も恐るべきものは、いざれの国家においても、その長官は別人として互いに協力せしめるとともに、互いに牽制させて、その濫用に陥る弊を防ぐのを恒例といたして

お、みそもやそもこっちゃにして報道陣から追放しつつあるが」ときであります。これが公安委員会のやつていることではないことは明白白々であります。こういう前例をつくることは、まさに好ましからざるところであります。現に英米仏その他のあらゆる国々においても、この原則は守られておるのであります。私は、この点でも總理として大臣の民主的感覚を疑うものであります。これに対する所見を承りたいが、

くべき破廉恥なくせがあるのであります。睡棄すべき立場政治家の態度であります。

警察力増強の問題であります。その数量や内容については大いに意見があります。増強そのことについては、われくも反対するものではないのであります。片山内閣の当時、マッカーサー元帥の勧告に基いて、中央集権的警察を解体して、自治体警察と國家警察、これは最初村落警察——ダイレツ

○議長(西原喜蔵郎君) 大石君、静翁
に願います。
○鈴木義男君(続) けだしそれ以上で
ある。大臣を任用すること番頭、手代
を雇うがこと、これを首切ること大
根を切るがことしであります。大臣の
価値の下落したこと今日のこときは
前古未會有であります。大臣のいすを
中元、歳暮の贈りものと間違えておる
のではないか。断じて殿様の好悪によ
つて、趣花的に、庭の盆栽のよう位扱
うべきものではないと存するのであり
ます。吉田式改造方針を黙觀すること
は、大臣のいすをもってあそぶことを黙
視することでありまして、責任内閣制
の根本を否認するものであると思つ
ておりますが、この点に対する總理の
所見を承わりたいのであります。(拍
手)

おるのであります。
新刑事訴訟法並びに新警察法を制定いたしましたとき、検察に当つては警察力を敏活に行使する必要がありますので、法務省裁並びに検事総長にある程度警察使用の権限を認めよという論も有力に主張されたのであります。が、犯難を検挙する功績よりも、権力の強化、人権を蹂躪する弊害の方が大きいということでこれをやめ、それから個別の系統に管掌せしめて、互に協力せしめる体制としたことは、御承知の通りであります。このことは、人権擁護の新憲法の精神にのつとつて、厳として守られなければならないことであります。

国家警察は合議体たる公安委員会が管掌するところであつて、政府の直接関係するところではないと言われるかも

のであります。(拍手)
第四は、ただいま政府が企図しつつある七万五千の警察予備隊の編成に關してであります。これは終戦後未嘗有の大変革であります。それは構想のいかんによつては、わが国家の性格をかえるよつた重大な意義を有するものと信づるのであります。(拍手) もと今次の朝鮮紛争に端を発し、マツカーサー元帥の勧告によつて政府が画策しておるようであります。が、本来警察組織のあり方は、國政のうちでも最も根本的問題に屬するのでありますから、といそれがどういふ形式で実施されるにせよ、國政の最高機關に座しておる国会として、たた手をこまねいて、つんばさじきにすわつてゐるわけに行かないのです。

ジ・ボリスという警察であつたのであります。しかし、地方分権化したときに、われわれは、あらう分権化した組織だけをもつてしては大規模な暴動、内乱等に対して治安の責任を持つことはできない、という抗議を提出したのである。またわが国民主化の現段階においては、自治体警察がよその地域の封建的ボスの圧力を排除して公正なる警察権の行使に耐え得るかどうかといふことも疑つたのである。この点は、遺憾ながらその後保守反動の勢力が優勢となるに従つて、自治体警察がその機能を麻痺せしめられつつある実例を、いやといふほど聞かされておるのである。

私がお悔いいたしたい第三は、権力の内閣改造に際して、總理は、検察権の最高長官たる大権法務総裁に警察の主管大臣たることを兼任せしめたのであります。これは、はたして適當なことであるか。できるだけ権力の分立をばかり、兼併の弊ある権力はこれを別個の人には兼任せしめて権力の濫用を防ぐのが、近代立憲政治の大原則なのであります。(拍手)

されませんが、終局において内閣總理大臣の監督に服しておるのであります。事実上警察権の行使に影響を與えることができることは否定できないところであります。現に共産党的譚庄にからんで、政府の方針が警察使用の上に顯著に現わされて來ておることは、公知の事實であります。その中には、実際に驚くべき行き過ぎがある。一、二の赤いものを印刷したというので當利的印刷屋の印刷機を差押せたがごとき、また新聞報道陣の進歩的、自由的分子

うになると、一にも二にも関係方面的命令であるといって責任を回避するくせがある。かつて閩族政府が直龍の袖に隠れた兵法に似ておる。はなはだしきに至つては、常に関係方面と折衝して、許されることか許されないことか、ちゃんと見当がついているにもかかわらず、投票を獲得するため、できもしない甘いことを公約して国民をつり、選挙が終ると、関係方面のお許しが出ないからできないといって、弊履のことくこれを捨てるという、驚

といふ苦い経験を持つておることは、御承知の通りであります。こういふことは解体のときから予想されなかつたことではない。しかし関係方面的意向としては、進駐軍のおる限り国内治安についての責任は持つ、講和條約ができるとき、引続いて占領軍が安全を保障のために駐屯するが、または警察力を増強し裝備を改善して、日本警察をして治安維持の任に當らせるかは決定せらるるであろう、ともかく今日の急務は、政府の手次第たり易ら、八重洲方面の警戒

たる特高的警察の解体、民主化の訓練をすることであるということであつたのであります。ところで、今般講和條約を待たずして、急にマッカーサー元帥から警察力増強の指令がありましたのは、朝鮮事件の勃発に伴いまして占領軍の大部分が朝鮮に移動し、わが国には一種の真空状態を現出した、そこで暴動や内乱等に對して万一に備える必要があるといふ緊急状態の発生に基くものと信するのであります。

そこで總理大臣に第一にお伺いしたことは、今度新設する警察を首相はどういう性格のものと理解されておるかということであります。先ほど佐瀬君とのやおちよう問答において、軍隊をつくるつもりではないということを仰せられたのであります。が、參議院における答弁のうちに、それは共産軍を撃退するためだといふようなことを言われた。これは容易ならぬ言葉である。また伝えられるところの裝備、われくが当然期待する通信機関、無電装置あるいは拳銃、シーフ等の裝備のほかに、機関銃や戦闘器具まで裝備するとも伝えておるのである。それは事実であるか、お伺いしたいのです。

日本共産党の影響下にあるものが近來相当あはれることは御承知の通りであります。が、首相はまさか国内の共産主義者が武裝蜂起の段階にあるものとは思つておらないであります。したがつてみれば、北鮮軍や中共軍のよくな国外の共産軍の進攻に備えるという意味にしかとることができない。それでは、純然たる軍隊代用である。そういう警察を持つことは、新憲法の期待するところではないと思う。われくは一切の軍備と武器を捨てたのである。われわ

の安全は、占領下においては占領軍にゆだね、占領終了のときは、調和條約において規定せられる世界の多数国約が公正と信義にゆだねることになつてゐるのである。自衛権は概念上あるが、実際上これを実現する手段を持たないわれ／＼である。将来、世界の公正と信義とが日本の安全を保障してくれないといふことが明瞭かになつたときに、憲法を改正し、再び武装国家となつて、みずから守るほかはないのであります。われ／＼は、そういうときの永久に来ないことを祈るものであるが、現憲法のもとにおいて首相のような考え方を表白するのは、憲法の精神を蹂躪する、不謹慎なことではないかと存するのであります。(拍手)この点について世上種々の流説が行われておりますから、この際首相の確固たる信念を承りたいのであります。

次に承りたいことは、政府はすみやかに案を具して、これを国会の議に付せられる用意がないかということになります。先ほど佐瀬君に対するお答えによると、ないようである。しかし、マツカーサー元帥の勧告のどこにボツダム政令でやらなければならぬといふことが示されておるか。かりに警察組織そのことはマツカーサー元帥の命令だとしましても、これに要する費用、すなわち国民の税金を使用する場合は、従来常に日本國会の審議に待つてやつておつたことは、諒若御承知の通りであります。今回に限りこれを排除するというならば、その法律上の根拠をお示し願いたいのです。また政府は、七万五千とじう、平時七箇師団の軍隊にも匹敵すべき厖大なる警察隊を一氣呵成に編成するつもりでありますか。神速果敢という賞辞は受けるかもしませんが、粗製濫造のそりをどうして防ぐのでありますようか。

警察予備隊の編成が、單に朝鮮事変中というような有限的性質のものでありますなれば、われくもしばら中ソダム政令によることを許容してもよろしいのであります。しかし、七万五千という厖大な人員であることと、その設置が二年も三年も続く、都合によつては永久に継続する場合には、国会は決して飾り物ではないのであります。国会が開かれていないれば、わざ召集してもその議に付すべきであり、いわんやまさに開会中でありますので、現下の情勢にかんがみて七五千を必要とするか、一気に建設すべきか、分割して段階的に建設すべきか、その財源は何に求むべきか、流用すべき金があるとしても、明らかに違法と田される財政法の曲解によらずに正式に予算を提出する等々、十分われわれの意見を徵して決すべきものと田うのであります。(拍手)これは将来の国民に軍隊の維持にもひとしい重い綱統的な負担をかけるものでありまして、輕率に扱うべきものでないと信ずるのであります。もし今年だけは政令で予算の流用という乱暴なことをいたしましたとしても、明年もそれをやめねいたしたいのであります。かりにボツダム政令でやるといたしますのも、時あたかも国会開会中なのでありますから、たとえば内閣委員会のじょき所管の委員会に政府がその構想を述べたときだけを指摘しておくことにとどめます。

めます。——内閣委員会のよな委員会に構想を示して、その批判と希望とを参考とすべきではないかと思うのであります。それなら少しも非民主的といふそしりを受けることはないのであります。また総理大臣直属とすれば、元の中央集權的、特高的警察となる危険が多分にあるのであります。トルストイを崇拜しただけ終生尾行づきとあります。また総理大臣直属とすれば、元の年、十年になつた者が少くなつたことは御承知の通りであります。今まで再び似寄つたことが現われつゝあります。マッカーサー元帥が二十二年九月十六日われへに與えたところの覚書は、日本の警察を民主化せよ、国民の警察とせよ、官僚の警察から国民の警察とせよ、ということであつたのですがあります。ですが、この原則は今なお完全に生きておると信ずるのであります。しかば、むろん公安部員会のごとき合議体を強力化して、これに管掌せらむる意思はないかと、ということをお尋ねいたしたいのであります。(拍手)

また旧軍人あるいは旧警察官等を専用するということであります。が、これについては、よほど慎重の用意を要とすると思うのであります。

さらに旧幼年学校の生徒あるいは農家の次男、三男等を多く用いるといふことが伝えられてゐるのであります。が、これいづれも青年時代に空虚なる時代を送りまして、思想的にすこぶる危険なる人々であるといわなければならぬのであります。農家の次男、一男は、その置かれた境遇上、共産主義を扇動に乗りやすい傾向にあるといふことがあります。それとも憂えられるのであります。これら者の者を用いるということ

事実でありますならば、十分に政府は警察民主化についての御用意があるかどうかということを承りたいのであります。

さらに、健全なる政治運動や労働運動を鎮圧することがないという保証を、どういうふうにしてお立てにならか。将来継続的に支出しなければならない膨大なる不生産的支出であり、それについてはわれくは国債の「こと」生産に用うべきものを流用すること反対である。今年からにやむを得ないとしても、明年以後いかなる財源を政府は考へておられるのであるか。この点、生産を阻害することなくして十分に財源を捻出し得る自信があるかとうことをお尋ねいたしたいのであります。

政府は、法律上も事實上も国会にらず、独断專行するといつたまではとうてい国民の協力を期待できないから、あろうということを警告いたしまして、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) お答えいたます。

私が国連のこのたびの朝鮮事件に対する行動に対して協力するということは、はなはだ不謹慎なりといふお話をあります。が、私はそう信じないのであります。憲法にもある通り、日本国は平和を念願する、平和を愛する諸民の公正と信義に信頼してわが安全生存とを保持するということが憲法明記してあるのであります。すなち、日本はあくまでも世界の平和に力をする、貢献するという考えをもつて、始すべきであり、またこれが国民の念願である、こう私は信ずるのでありますから、このたび国連のとつた行動、これは平和を擁護し、平和を増する行動であるのであります。ゆえ

に進行りのて協わにと国民あでと対し しでは請まい分の政いはきこらる障運りかは

私は、憲法に明記してある通り、その精神に従つて国連に対し協力する旨申すのである。(拍手)

中立云々ということありますが、おかしい話で、憲法のどこに中立といふことが書いてありますか。またマッカーサー元帥が中立云々と言われたことは、これは日本が戦争に巻き込まれないようにしたいという親切な考え方言われたのであって、その言われたこと當時においては、今日北韓軍がいたしたがごとくに、突然として、何らの理由なくして南朝鮮を侵害する、いわゆる挑発せられざる侵略をいたすといふようなことは、元帥の考え方としてはあるべきことでないと考えておつたのであります。ゆえに中立を言われて、日本をして戦争に巻き込まれないようにしてやりたいという考え方から申したのであります。私は元帥の考え方をよく知つております。日々接触しておりますから、私が一番よくわかつておるのであります。諸君のごとき見たこともない連中が(笑)、拍手)どうして元帥の心がわかるかと思ひます。(発言する者多し)。

さらに改組の問題でありますが、吉田内閣が改組いたしました当時の考えは、この際改組いたすことが国家のためである、人心を一新することが国家のためであると考えて改組に決定しました。また閣僚諸君は進んで辞職せられたのであります。かつて一度も不信任決議なり何なりが議会において提出せられたのではないであります。国民の希望はなほ吉田内閣にありと確信するものであります。(拍手)ここにおいて改組をいたしましたが、これは憲法違反でも何でもない。ただ総辞職を希望せられる諸君においては、はなはだ遺憾であるであろうが、われくとしては憲法に従い、法律を守つて改組をいた

したのである。この点については何らの欠点も私は考へないのであります。大に検察と警察と一緒にしたのはおかしいじやないかということであります。ただいま鈴木君のお話によると、現在の警察組織は社会党内閣でできた警察組織であるそうであります。現在の警察組織がはなはだ遺憾千方百であると政府は考へて、これが改善に年々留意いたしておつたのであります。(拍手)がくのことき不用意な、粗製濫造の警察組織をつくつたことは社会党内閣の責任であるとは私は思ふ。(拍手)ゆえに、この際粗製濫造ならざる完全なる組織を整備いたす考へで政府は着々準備を進めております。従つて、この成案を得るまでには相当の時をかけることが必要であり、十分研究いたしまして、不完全ならざる警察組織を準備いたす考へであります。このたび設けんとする予備隊なるものは、今日の治安の現状にかんがみまして必要次くべからざるものと考へて立案いたしております。

しかるに、ただいまお話をによると、わが内閣は一に関係方面の力のみを借りて云々と言われておりますが、私は、それならば何がゆえに全面講和を主張せられて早期講和に反対せられるか、社会党の諸君の気持がわからないのであります。(拍手)なるべく早く自権を回復し、独立を回復して、いわゆる関係方面のおさしつによらず、自主的政治をいたしたい考へから、私は早期講和を主張するのであります。

またお話によると、現在の警察組織は社会党内閣のときいろいろと提案したにもかかわらず、いれられなくてここに至つた。私は、なぜその必要を徹底せしめられなかつたかと思うのであります。今まで私の経験によれば、筋の立つた話を持つて行つて、

いわゆる関係方面がいれられなかつたことは、ほとんどなかつたのであります。にもかかわらず、提案はしたが、あるいは改正を希望したがいれられなかつた。しかして現在の組織である現在の組織のために——私どもはこの粗製濫造の組織のために苦しんでおるのであります。(拍手)

この組織は、しばへ申すのであります、決して再軍備をいたす考えはないのであります。またこれによつて抑圧をするといふようなことは考へておらないのであります。あくまでも民、主警察を樹立する考えであります。ただ治安の維持、秩序の維持はあくまでも政府としてはいたさなければならぬのでありますから、そこで予備隊なるものを今日研究いたしておるのであります。これをいかなる形で、いかなる組織で、いかなる範囲で、またいかなる構成をもつてするか、この予算等はどうするかということは、これは粗製濫造をいたさないために、とくと研究いたしておりますから、成案を得て諸君にお詰りいたします。(拍手)

○小川半次君登壇 私は、義勇軍の問題について、ごく簡単に要点だけを申し上げまして、政府の御答弁を求めるものであります。

朝鮮に動乱が勃発して以来、わが国においては急に義勇軍に關する意見が台頭していることは、御承知のこところであります。これによつて国民の間には、わが国の憲法それ自体に疑心暗鬼を持ち、かつまた國家の将来についても大いなる不安を抱くような空氣が流れおるのであります。新憲法の示すごとく、わが国は軍備を持たず、かつ戦争を放棄し、その目標は平和国家以外の何ものでもないことは明らかであります。吉田總理は、この義勇軍の問題については、わが国は憲法の示す通りに一切の軍備は持たない、従つて義勇軍は認めないとしばへて發言されたのであつて、われくとも当然のことと、この問題を了承しておつたのであります。

しかるに、過日、田中最高裁判所長官が、大阪における記者会見の席上、日本人は自衛のため、國際連合義勇軍に入加入することは法律上可能であるといふ重大な見解を發表され、過日外務委員会における大橋法務總裁もまたこれと同様の御答弁をされたのであります。が、さらには本日もまた外務委員会の席上で、義勇軍の解説は、兵器を持つ場合は憲法上許されないが、兵器を持つない義勇軍は認めてよいといふような意味の御答弁をされて、ます／＼義勇軍についての考え方を複雑にして來たのであります。軍の定義といふものは、兵器を持つ持たないによつて定められるものではなく、たとえば一個の人間が鉄砲や機関銃を持つていたところで、それは軍ではなく、むしろ兵器を持つていなくとも、何万、何十万

といふ人の組織とその性格によつて軍であるかいかが解釈されるものと思ふのであります。

最近朝鮮の戦局が拡大するにつれて、国民の間には揣摩臆測がはなはだしくなり、すでに計画されている警察予備隊は日本の軍隊化であるといふうわざとを示すのでおり、一部新聞などは、その警察予備隊員には士官学校、兵学校、幼年学校出身の人たちが優先的に採用されるらしきことから報道しておるのであつて、今や日本の軍隊化は必至であるかのことを情勢が察せられるのであります。こういうことになれば、世界の民族に先んじて制定した日本国憲法もまつたく死文となり、その精神は蹂躪されるばかりでなく、信を世界に失うものと言わなければならぬのであります。この点について政府の立場を明らかにしていただきたいのであります。

自衛権の問題については、吉田總理が、かつて憲法制定の国会でしばく、自衛権は必ずしも放棄するものではないが、自衛権の名によつて戦争を行つたり侵略したりする場合があるからこれを認めないと申されたのであります。しかしながら、当時のわが国内情勢と現在の国内情勢には大きな変化があるのであると思うのであつて、政府は、この情勢の変化によつて憲法の解釈もまた変更せざるを得ない、といふことがとき解釈をなしておるようであります。が、自衛権の発動となる國対國の不法行為、不正侵略の判定については、現下の國際社会においては、國際連合の判定にまつはかはないと思ふのであります。が、政府の考え方は、多少この考え方とは違つておるようであります。日本の場合、情勢の変化に名をかりて所期の方針を変更すべきものではないと思うのであります。以上の考

(計画及び事業)

第二條 神戸市をわが国の代表的な国際港都として建設するための都市計画(以下「神戸国際港都建設計画」という。)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際港都にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

神戸国際港都建設計画は、前條

の目的にてらして、特に外国人の日常生活様式及び事業経営方式を考慮に入れた国際的に高度の水準のものでなければならぬ。

3 神戸市を国際港都として建設する都市計画事業(以下「神戸国際港都建設事業」という。)は、神戸国際港都建設計画を実施するものとする。

4 神戸市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係機関の援助により、神戸市をわが国の代表的な国際港都として完成することについて、不斷の活動をしなければならない。

(事業の執行)
第三條 神戸国際港都建設事業は、神戸市の市長が執行する。

2 神戸市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係機関の援助により、神戸市をわが国の代表的な国際港都として完成することについて、不斷の活動をしなければならない。

(事業の援助)
第四條 国及び地方公共団体の関係機関は、神戸国際港都建設事業が第一條の目的にてらして重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成にできる限りの援助を與えなければならない。

(事業の助成)
第五條 国は、神戸国際港都建設事業を助成するため必要があると認める場合においては、左に掲げる特別の措置をとることができる。

一 國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十九条の規定

正規の用に供するため、必要がある

定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲與すること。

二 都市計画法第六條の二の規定にかかるらず、その事業の執行に要する費用につき國と公共団体との負担の割合に関する特例を設けること。

(報告)
第六條 神戸市の市長は、神戸国際港都建設事業の進行状況を、少くとも六箇月ごとに、建設大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、神戸国際港都建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)
第七條 神戸国際港都建設計画及び神戸国際港都建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び都市計画法の適用があるものとする。

1 附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。この法律施行の際、現に執行中の神戸特別都市計画事業は、これを神戸国際港都建設事業とみなす。この法律は、日本国憲法第九十五条の規定により、神戸市の住民の投票に付するものとする。

2 この法律施行の際、現に執行中の神戸特別都市計画事業は、これと同様の規定により、神戸市の住民の投票に付するものとする。神戸国際港都建設法案に対する修正案は、前条第一項の規定によつて、神戸市議會がこれに當り、計画及び事業に關しては特別都市計画法及び都市計画法を適用するものでありまして、さらにつては特別都市計画法及び都市計画法を適用するものと規定してあります。

3 この法律は、本委員会の意見を聽取し、引続き御報告申し上げたいと思いま

七日、提案者より提案の理由の説明を

と認める場合は、国有財産を譲與する場合においては、國有財

産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十九条の規定にかかる

る質疑応答を行つたのであります。

次に質疑応答の主要なるものについ

ます。

その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲與することができる。

神戸国際港都建設法案(松澤兼人君外百一名提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

○鈴木仙八君(鈴木仙八君登壇)

鈴木仙八君(鈴木仙八君登壇)

三浦寅之助君外百一名提案の横浜国際港都建設法案並びに松澤兼人君外百一名提案の神戸国際港都建設法案

外百一名提案の神戸国際港都建設法案

三浦寅之助君外百一名提案の横浜国際港都建設法案並びに松澤兼人君外百一名提案の神戸国際港都建設法案

外百一名提案の神戸国際港都建設法案

聽取し、引き続き二日間にわたつて熱心に質疑応答を行つたのであります。

次に質疑応答の主要なるものについ

ます。

かくて審査の進行に伴い、昨二十八

日、本兩法律案に對し、自由党、国民

民主党、社会党的三派共同提案で次の

修正案が提出されたのであります。

すなわち第五條中、事業の助成のため事業費について國と公共団体との負担割合の特例を設けるという規定につ

いては、目下のところ建設省も特別をもならつたのであるという答弁であります。

第三に、事業執行者を市長に限定し、他の関係行政官あるいは特許による都市計画事業を排除した理由いかん

であります。

第二に、事業執行者を市長に限定し、他の関係行政官あるいは特許によ

る都市計画事業を排除した理由いかん

であります。

第三に、第五條において建設事業費

について國と横浜市との負担割合の特

例を設けることができるとしている

が、政府当局においてはその意思があ

るかという質問に対しては、建設省當

局より、現在のところ特別例を設けるこ

とは考えていない旨の答弁であります。

次に、この種特別都市建設に関しては、なるべく一般法によつてこれを統一し、單独法の数をなるべく減少した

いという意向は、本法律案審議中におけ

ましたことを、あわせてこの機会に御

報告申し上げます。

次に、神戸国際港都建設法案につい

ては、特別都市計画法及び都市計画法を適用するものと規定してあります。

本法律案は、ただいま御説明いたし

て引続き御報告申し上げたいと思いま

す。

本法律案は、本委員会の意見を聽取し、

引続き御報告申し上げたいと思いま

す。

本法律案は、本委員会の意見を聽取し、

引続き御報告申し上げたいと思いま

す。

本法律案は、本委員会の意見を聽取し、

引続き御報告申し上げたいと思いま

す。

重複を避けるため、法案の要旨並びに質疑応答を行つたのであります。

かくて審査の進行に伴い、昨二十八

日、本兩法律案に對し、自由党、国民

民主党、社会党的三派共同提案で次の

修正案が提出されたのであります。

すなわち第五條中、事業の助成のため

事業費について國と公共団体との負

担割合の特例を設けるといつて規定

されています。

かくて審査の進行に伴い、昨二十八

日、本兩法律案に對し、自由党、国民

民主党、社会党的三派共同提案で次の

修正案が提出されたのであります。

すなわち第五條中、事業の助成のため

事業費について國と公共団体との負

担割合の特例を設けるといつて規定

されています。

かくて二十八日質疑を終了いたしま

して、兩法律案に對する修正案並びに

同様の修正案でありますので、詳細は

対し、普通財産を譲與することがで

きます。」と修正するといつてあります。

神戸国際港都建設法案についても

同様の修正案でありますので、詳細は

省略いたします。

かくて二十八日質疑を終了いたしま

して、兩法律案に對する修正案並びに

同様の修正案でありますので、詳細は

省略いたします。

かくて二十八日質疑を終了いたしま

して、兩法律案に對する修正案並びに

同様の修正案でありますので、詳細は

省略いたします。

かくて二十八日質疑を終了いたしま

して、兩法律案に對する修正案並びに

同様の修正案でありますので、詳細は

省略いたします。

かくて二十八日質疑を終了いたしま

して、兩法律案に對する修正案並びに

いります。
右報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告が
あります。これを許します。砂間一良

君。

〔砂間一良君登壇〕

私は、ただいま上程さ
れております二つの法案に対しまし
て、日本共産党を代表して反対の意見
を述べるものであります。

こうじら法案が横浜や神戸の市民諸
君の間から盛り上つて来るという事情
につきましては、一応了とするもので
あります。と申しますのは、これらの
都市におきましては、戰災復興も、ボ
スや官僚のいろいろな策動やサボタージュによつて遅々として進んでおらな
い。また失業者や、あるいは生活苦に
あえぐ労働大衆がたくさんある。それ
から重税や金詰まり、不景氣で、まづ
たく生活が立つて行かないものであります。それで、こうじら港湾都市建設事
業でも起れば何か仕事にもありつける
治経済政策と切り離して、ただこの横
浜と神戸だけがよくなろうといふう
なことを考へても、これはもとよりで
きない相談であります。今の自由党の
吉田内閣のあの不景気政策、あの亡國
政策が統く限り、決してこれら港都の
ほんとうの繁栄といふことも期待でき
ないのであります。たとえば貿易の発展にしましても、あ
るいはまた外客の誘致にしましても、あ
るいは海運の振興にしましても、あ
るいはまだ外人の住宅を建てたり、ある
いは外人の住宅を建てたり、ある

いは道路を少し直したりしましても、
それだけで、ほんとうの港都の發展と
いうことを期待することはできないの
であります。この根本の政策を建て直
ば、今ある自由党的政策をやめまし
らぬ。すなわち国内的に見ますなら
ういう政策を立てなければならぬ。

また對外的に申しますならば、一日
も早く全面講和を結んでしまして、
そして隣国であるところの中国や朝
鮮あるいはソビエトとも自主性ある貿
易ができるようにする。この中国との
貿易ということなしには、関西の実業
界、特に神戸や大阪の港都の發展とい
うふうなことをできないと思ふので
す。ところが吉田内閣は、単独講和あ
るいは多数講和といふことを唱えてお
りまして、そうして特定の国とだけ講
和を結んで、中国やソビエトとの關係
の調節ということについてはほとんど
考へておらないようであります。こう
いう政策を続けておりまして、そうし
て貿易の振興をはかるとか、あるいは
海運や外客の誘致をはかるということ
を言いましても、これは結局所期の目
的を果すことはできないのであります。

そこで、こうじら問題

あるいはまた、この港湾都市の建設
計画の中には自由港区の問題も含まれ
ております。これが主たる目的のようであります。

これはただ外人にこびを売るところ
の、いわば日本の重要な港湾都市を外
国人の享楽的な植民地都市に陥れるよう
なものであります。私どもは、こう
いうやり方には絶対に賛成することが
できないであります。

あるいはまた、この港湾都市の建設
計画の中には自由港区の問題も含まれ
ております。これが主たる目的のようであります。

東京の首都建設法とか、あるいは最近
では京都、奈良といふように、たゞさ
らの特別法をつくつて行つておるので
あります。これがまつたく国会議員
として不見識な話だと思う。こういう

提案者であるところの社会党的松澤
君の説明を聞いておりまして、ほか
の都市でどんくやつて行くものだから
自分たちも早くやらなければ損だと
いうふうな意味にとられる御説明があ
ります。そのため、私は国会議員と
しての見識を疑うのであります。地元
の市会議員とか県会議員であれば、我
田引水的に自分のところだけよくなれ
ばいいというので、一錢でもよけい国
から補助でもとらうという、がりく
的な考え方を持つ方があるかもしませ
んけれども。しかし、いやしくも国政
全体を取り巻くする国会議員の立場か
らすれば、そういうセクト的な偏狭な
じやないと思ふ。

いろいろな観点からいたしまして、
この法律は、公布の日から施行す
る。

○副議長(岩本信行君) 第三競馬法の一部を改正する法律案(千賀康治君外二十一名提出)と題する法律案(千賀康治君外二十二名提出)に關する審議書

〔最終号の附録に掲載〕

(野原正勝君登壇)

○副議長(岩本信行君) これにて討論

さらに港都の建設の計画を進めるに
いたしましても、現在では、神戸にし
る横浜にしろ、まだ日本の完全なる自
主権といふものはないのであります。
港湾の運営等につきましても、進駐軍
がこれを管理しておるのであります。
そういう状態のもとで、ほんとうに自
由の繁栄といふことも期待できない
のであります。たとえば貿易の発展にしましても、
このような政策を続ければ、どうしてでもできま
せん。また港湾都市の建設の計画の内
容等をいろいろ具体的にお尋ねしてみ
ますと、ただ外人の宿泊するホテルを

つくるとか、あるいは外人の住宅をつ
くるとか、あるいはダンス・ホールやキ
バレー、あるいは接待婦や娯楽場、
歌樂街、そういうようなものをつくる
ことが主たる目的のようであります。

これはただ外人にこびを売るところ
の、いわば日本の重要な港湾都市を外
国人の享楽的な植民地都市に陥れるよう
なものであります。私どもは、こう
いうやり方には絶対に賛成することが
できないであります。

あるいはホテルをつくつたり、ある

まくないと思ふ。去年の長崎、広島の

あの都市建設を先頭といたしまして、
あるいは別府の國際觀光温泉都市であ
るとか、それに引続いて熱海、伊東あ
るいは横須賀、吳、佐世保、あるいは近
畿の首都建設法とか、あるいは最近

では京都、奈良といふように、たゞさ
らの特別法をつくつて行つておるので
あります。これがまつたく国会議員
として不見識な話だと思う。こういう

法律をつくるたびごとに、人々住民投票

をやつて行かなければならぬ。その住
民投票をやるたびに数千万円の費用が
かかるのであります。

提案者であるところの社会党的松澤

君の説明を聞いておりまして、ほか

の都市でどんくやつて行くものだか

ら自分たちも早くやらなければ損だと
いうふうな意味にとられる御説明があ
ります。そのため、私は国会議員と
しての見識を疑うのであります。地元
の市会議員とか県会議員であれば、我
田引水的に自分のところだけよくなれ
ばいいというので、一錢でもよけい国
から補助でもとらうという、がりく
的な考え方を持つ方があるかもしませ
んけれども。しかし、いやしくも国政
全体を取り巻くする国会議員の立場か
らすれば、そういうセクト的な偏狭な
じやないと思ふ。

いろいろな観点からいたしまして、
この法律は、公布の日から施行す
る。

○副議長(岩本信行君) 第二條中「横浜」、「中京」

を加え、「十一箇所」を「十二箇所」に
改める。

○副議長(岩本信行君) 第三競馬法の一部を改正する法律案(千賀康治君外二十二名提出)と題する法律案(千賀康治君外二十一名提出)に關する審議書

〔最終号の附録に掲載〕

(野原正勝君登壇)

○副議長(岩本信行君) これにて討論

現行競馬法によつて認められており
まする国営競馬場は、札幌、函館、福
島、新潟、中山、東京、横浜、京都、
阪神、小倉、宮崎の十一箇所でござい
ますが、さらに一箇所を追加して、中
京地区に設置したというのが本提案の
内容であります。

その理由の第一点は、国営競馬場の

に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君)御異議なしと認
めます。よつて日程は追加せられまし
た。委員長の報告を求めます。厚生委
員会理事原田雪松君。

狂犬病予防法案

目次

第一章 総則(第一條—第三條)

第二章 通常措置(第四條—第七 條)

第三章 狂犬病発生時の措置(第 八條—第十九條)

第四章 補則(第二十條—第二十 七條)

附則

第一章 総則(目的)

第一條 この法律は、狂犬病の発生
を予防し、そのまん延を防止し、
及びこれを撲滅することにより、
公衆衛生の向上及び公共の福祉の
増進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二條 この法律は、動物の狂犬病
のうち、犬の狂犬病に限りこれを
適用する。但し、厚生大臣は、家畜
伝染病予防法(大正十一年法律第
二十九号)第一條第一項に掲げる
家畜以外の動物について狂犬病が
発生して公衆衛生に重大な影響が
あると認めるときは、動物の種
類、期間及び地域を指定してこの法
律の一部を適用することができ
る。この場合において、その期間は、
一年をこえることができない。

(狂犬病予防員)

○副議長(岩本信行君)御異議なしと認
めます。よつて日程は追加せられまし
た。委員長の報告を求めます。厚生委
員会理事原田雪松君。

狂犬病予防法案

（狂犬病予防員）

第二條 都道府県知事は、当該都道
府県の職員で獣医師であるものの
うちから狂犬病予防員(以下「予防
員」という。)を任命しなければな
らない。

2 予防員は、その事務に從事する
ときは、その身分を示す証票を携
帶し、関係人の求めにより、これ
を呈示しなければならない。

（登録）

第三條 狂犬病にかかる疑いのある犬父
母(以下「登録犬」といふ。)を登録す
るところにより毎年一回その
犬の所在地を管轄する都道府県知
事に犬の登録を申請しなければな
らない。

2 都道府県知事は、前項の登録の
申請があつたときは、原則に登録
し、その犬の所有者に犬の鑑札を
交付しなければならない。

3 大の所有者は、前項の鑑札をそ
の犬に着けておかなければなら
ない。

4 都道府県知事は、犬の登録につ
いて、一頭につき一年三百円以内
の手数料を徴収することができ
る。

（予防注射）

第五條 犬の所有者(所有者以外の
者が管理する場合には、その者
以下同じ。)は、その犬について、
厚生省令の定めるところにより、
狂犬病の予防注射を六箇月ごとに
受けさせなければならない。

2 保健所長は、前項の予防注射を
受けた犬の所有者に注射済票を交
付しなければならない。

3 大の所有者は、前項の注射済票
をその犬に着けておかなければな
らない。

（抑留）

第六條 予防員は、第四條に規定す
る登録を受けず、若しくは鑑札を
持げず、又は前條に規定する予防
注射を受けず、若しくは注射済票
を持たない。これを抑留しなければ
ならない。

2 予防員は、前項の抑留を行った
ときは、その身分を示す証票を携
帶し、関係人の求めにより、これ
を呈示しなければならない。

（第二章 通常措置）

第七條 第二章の規定による
狂犬病発生時の措置(第八條—第
十九條)は、その犬について、
厚生省令の定めるところにより、
狂犬病の予防注射を六箇月ごとに
受けさせなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による
通知を受けたときは、その旨を二
日間公示しなければならない。

6 第四項の通知を受け取った後又
は前項の公示期間満了の後三日以
内に所有者がその犬を引き取らな
いときは、予防員は、これを処分
することができる。

（隔離義務）

第九條 前條第一項の大を診断した
獣医師又はその所有者は、直ちに、
その所在の場所でその犬を隔離し
なければならない。但し、人命に
危険があつて緊急やむを得ないと
きは、殺すことさまだげない。

2 予防員は、前項の隔離について
必要な指示をることができる。

（公示及びけい留命令等）

第十條 都道府県知事は、狂犬病(狂
犬病の疑似症を含む。以下この章
から第五章まで同じ。)が発生し
たと認めたときは、直ちに、その
旨を公示し、その発生地を中心と
した半径五キロメートル以内にお
ける区域及び期間を定めて、その
区域内のすべての大に口輪をか

第六條 予防員は、第四條に規定す
る登録を受けず、若しくは鑑札を
持げず、又は前條に規定する予防
注射を受けず、若しくは注射済票
を持たない。これを抑留しなければ
ならない。

（狂犬病発生時の措置）

第八條 狂犬病にかかる疑いのある犬父
母(以下「登録犬」といふ。)を登録す
るところにより毎年一回その
犬の所在地を管轄する市町村
長にその旨を届け出しなければな
らない。但し、獣医師の診察又は検査
を受けない場合においては、その
犬の所有者がこれをしなければな
らない。

3 前項の捕獲人が犬の捕獲に從事
するときは、第三條第二項の規定
を適用する。

4 予防員は、第一項の規定により
犬を抑留したときは、所有者の知
れているものについてはその所有
者にこれを引き取るべき旨を通知
し、所有者の知れていないものに
ついてはその犬を抑留した場所を
管轄する市町村長(東京都の区の
存する区域にあつては、保健所長
とする。以下同じ。)にその旨を
通知しなければならない。

5 市町村長は、前項の規定による
通知を受けたときは、その旨を二
日間公示しなければならない。

6 第四項の通知を受け取った後又
は前項の公示期間満了の後三日以
内に所有者がその犬を引き取らな
いときは、予防員は、これを処分
することができる。

（死体の引取）

第七條 第二章の規定による
狂犬病発生時の措置(第八條—第
十九條)は、その犬について、
厚生省令の定めるところにより、
狂犬病の予防注射を六箇月ごとに
受けさせなければならない。

2 市町村長は、前項の報告を受
けたときは、直ちに、その旨を都道
府県知事に報告しなければなら
ない。

3 都道府県知事は、前項の報告を
受けたときは、厚生大臣に報告し
且つ、隣接都道府県知事に通報し
なければならない。

4 予防員は、前項の報告を受
けたときは、直ちに、その旨を二
日間公示しなければならない。

5 市町村長は、前項の規定による
通知を受けたときは、その旨を二
日間公示しなければならない。

6 第四項の通知を受け取った後又
は前項の公示期間満了の後三日以
内に所有者がその犬を引き取らな
いときは、予防員は、これを処分
することができる。

（病性鑑定のための措置）

第七條 第二章の規定による
狂犬病発生時の措置(第八條—第
十九條)は、その犬について、
厚生省令の定めるところにより、
狂犬病の予防注射を六箇月ごとに
受けさせなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による
狂犬病発生時の措置(第八條—第
十九條)は、その犬について、
厚生省令の定めるところにより、
狂犬病の予防注射を六箇月ごとに
受けさせなければならない。

3 都道府県知事は、狂犬病(狂
犬病の疑似症を含む。以下この章
から第五章まで同じ。)が発生し
たと認めたときは、直ちに、その
旨を公示し、その発生地を中心と
した半径五キロメートル以内にお
ける区域及び期間を定めて、その
区域内のすべての大に口輪をか

する事項は、農林省令でこれを定
める。

（第三章 狂犬病発生時の措置）

第八條 狂犬病にかかる疑いのある犬父
母(以下「登録犬」といふ。)を登録す
るところにより毎年一回その
犬の所在地を管轄する市町村
長にその旨を届け出しなければな
らない。但し、獣医師の診察又は検査
を受けなければこれを殺してはな
らない。

（死体の引取）

第九條 第二章の規定による
狂犬病発生時の措置(第八條—第
十九條)は、その犬について、
厚生省令の定めるところにより、
狂犬病の予防注射を六箇月ごとに
受けさせなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による
狂犬病発生時の措置(第八條—第
十九條)は、その犬について、
厚生省令の定めるところにより、
狂犬病の予防注射を六箇月ごとに
受けさせなければならない。

3 都道府県知事は、狂犬病(狂
犬病の疑似症を含む。以下この章
から第五章まで同じ。)が発生し
たと認めたときは、直ちに、その
旨を公示し、その発生地を中心と
した半径五キロメートル以内にお
ける区域及び期間を定めて、その
区域内のすべての大に口輪をか

け、又はこれをけい留することを
命じなければならない。

（殺害禁止）

第十條 第九條第一項の規定によ
り隔離された犬は、予防員の許可
を受けなければこれを殺してはな
らない。

（死体の引取）

第十一條 第九條第一項の規定によ
り隔離された犬は、予防員の許可
を受けなければこれを殺してはな
らない。

（検査及び予防注射）

第十二條 第八條第一項に規定す
る登録を受けず、若しくは鑑札を
持げず、又は前條に規定する予防
注射を受けず、若しくは注射済票
を持たない。これを抑留しなければ
ならない。

（死体の引取）

第十三條 都道府県知事は、狂犬病
が発生した場合において、その
まん延の防止及び撲滅のため必要
な予防員に引き渡さなければなら
ない。但し、予防員に引き渡さなければなら
ない場合は、この限りでない。

（検査及び予防注射）

第十四條 予防員は、病性鑑定のた
め必要があるときは、都道府県知
事の許可を受けて、犬の死体を解
剖し、又は解剖のため狂犬病にか
かつた犬を殺すことができる。

2 前項の場合においては、第六條
第七項の規定を準用する。

（病性鑑定のための措置）

第十五條 都道府県知事は、狂犬病
のまん延の防止及び撲滅のため必
要と認めるときは、期間及び区域
を定めて、犬又はその死体の当該
都道府県の区域内における移動、
当該都道府県内への移入又は当該
都道府県外への移出を禁止し、又
は制限することができる。

（交渉のしや断又は制限）

第十六條 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において緊急の必要があると認めるときは、厚生省令の定めるところにより、期間を定めて、狂犬病にかかる犬の所在の場所及びその附近の交通をしや断し、又は制限することができる。但し、その期間は、七十二時間をこえることができない。

第十七條 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要なと認めるときは、犬の展覽会その他の集合施設の禁止を命ずることができる。

第十八條 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要なと認めるときは、予防員をして

第十條の規定によるけい留の命令が発せられているにかわらず、けい留されていない犬を抑留させることができる。

前項の場合には、第六條第二項から第七項までの規定を準用する。

(厚生大臣の実施命令)

第十九條 厚生大臣は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要があると認めるときは、地域及び期間を限り、都道府県知事に第十三條及び第十五條から前條までの規定による措置の実施を命ずることができる。

第四章 補則

(公務員等の協力)

第二十條 公衆衛生又は治安維持の職務にたずさわる公務員及び獸医師は、狂犬病の予防注射を受けるため、当該都道府県内に、厚生省令で定める基準により、犬の抑留所を設け、予防(抑留所の設置)

第二十一條 都道府県知事は、第六條及び第十八條の規定により抑留した犬を收容するため、当該都道府県内に、厚生省令で定める基準により、犬の抑留所を設け、予防

員にこれを管理させなければならぬ。

(手取料の用途)

第二十二條 第四條第四項の規定により徴収された手取料は、すべてこの法律の目的達成のために用いられないなければならない。

(費用負担区分)

第二十三條 この法律の規定の実施に要する費用は、左に掲げるものを除き、都道府県の負担とする。

第一 國の負担する費用

第七條の規定による輸出入検疫に要する費用(輸出入検疫中の犬の飼養管理費を除く)。

第二 犬の所有者の負担する費用

第四條の規定による登録の手続に要する費用

第五條及び第十三條の規定による犬の予防注射の費用

第六條及び第十八條の規定による犬の飼養管理費

第八條の規定による届出に要する費用

第九條の規定による隔離に要した費用

第十條の規定による犬に口輪をかけた者に隔離に要した費用

第十一條の規定に違反して犬を殺した者に隔離に要した費用

第十二條の規定に違反して犬の死体を引き渡さなかつた者に隔離に要した費用

第十三條に規定する犬の検診又は予防注射を受けさせなかつた者に隔離に要した費用

第十五條に規定する犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限に従わなかつた者に隔離に要した費用

第十六條に規定する犬の狂犬病のための交通のしや断又は制限に従わなかつた者に隔離に要した費用

第十七條に規定する犬の集合施設の禁止の命令に従わなかつた者に隔離に要した費用

第二十一条 この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十五年における第四條に規定する犬の登録及び第五條に規定する予防注射は、同年九月三十日

る者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第七條の規定に違反して検疫を受けない犬(第二條の規定により準用した場合における動物を含む。以下この章中同じ。)を輸出し、又は輸入した者

二 第八條第一項の規定に違反して犬についての届出をしなかつた者

三 第九條第一項の規定に違反して犬を隔離しなかつた者

四 第九條第一項に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

五 第四條の規定に違反して犬の登録の申請をせず、又は鑑札を登録の申出をせしめられた者

六 第五條の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を差けなかつた者

七 第九條第一項に規定する犬に隔離についての指示に従わなかつた者

八 第十條に規定する犬に口輪をかけ、又はこれをけい留する命令に従わなかつた者

九 第十一條の規定に違反して犬を殺した者

十 第十二條の規定に違反して犬の死体を引き渡さなかつた者

十一 第十三條に規定する犬の検診又は予防注射を受けさせなかつた者

十二 第十五條に規定する犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限に従わなかつた者

十三 第十六條に規定する犬の狂犬病のための交通のしや断又は制限に従わなかつた者

十四 第十七條に規定する犬の集合施設の禁止の命令に従わなかつた者

十五 第八條第一項、第三項及び第十條の規定については、この限りでない。

第十五条 この法律中「都道府県」又は「都道府県知事」とあるのは、保健所法(昭和二十一年法律第一百一号)第一條の規定に基く政令で定める市については、「市」又は「市長」と読み替えるものとする。但し、第八條第一項、第三項及び第十條の規定については、この限りでない。

第十六条 この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十五年における第四條に規定する犬の登録及び第五條に規定する予防注射は、同年九月三十日

日本までにこれを行うよう厚生省令をもつて定めなければならない。

第三は、浮浪犬の捕獲をなし、また緊急予防注射を実施し、運動の制限、さらに交通遮断等に関する必要な規定を設けたことである。

第四は、罹患犬及びそれと疑われる犬の殺処分の禁止及び病性鑑定のための設置を命じ得るような規定を設けたことである。

第五は、厚生大臣に緊急防疫措置として都道府県知事に必要な防疫手段の実施を命じ、また抑留した犬の抑留の実施を命じ得るよう規定を設けたことである。

第六は、提案者より提案理由の説明を聽取した後、ただちに質疑に入り、きわめに改訂する。

第七條を次のように改める。

第十七條 削除

第二十三條第三第五号を削除

第六号を第五号とする。

第二十四条第一項第一号但書中「犬及」を削る。

四 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ前例による。

五 最終号の附録に掲載

狂犬病予防法案(原田雪松君外六名提出)に關する報告書

[原田雪松君登壇]

○原田雪松君 たいしま議題となりました狂犬病予防法案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

從来犬の狂犬病について、家畜伝染病予防法によつて予防接種がはかられて来たのであります。近時著しく猖獗の度を加えて参つておる点につけて申し上げます。

他の家畜伝染病とは著しく性格が相違し、防疫措置もまつたく趣を異にする点多いので、家畜伝染病予防法とは別個な法律により狂犬病を撲滅せんとするのが本法案の目的であります。

次に本法案の内容のおもなる点について申し上げますれば、第一は、すべての犬の登録を行い、定期的な予防注射の義務を課したことあります。

第二は、狂犬病が発生した場合に、確患した犬が早期に発見報告され、それにに対する処置が完全に行われるよう届出、隔離の義務を課したことであ

ります。

第三は、浮浪犬の捕獲をなし、また緊急予防注射を実施し、運動の制限、さらに交通遮断等に関する必要な規定を設けたことである。

第四は、罹患犬及びそれと疑われる犬の殺処分の禁止及び病性鑑定のための設置を命じ得るよう規定を設けたことである。

第五は、厚生大臣に緊急防疫措置として都道府県知事に必要な防疫手段の実施を命じ、また抑留した犬の抑留の実施を命じ得るよう規定を設けたことである。

第六は、提案者より提案理由の説明を聽取した後、ただちに質疑に入り、きわめに改訂する。

第七條を次のように改める。

第十七條 削除

第二十三條第三第五号を削除

第六号を第五号とする。

第二十四条第一項第一号但書中「犬及」を削る。

四 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ前例による。

五 最終号の附録に掲載

狂犬病予防法案(原田雪松君外六名提出)に關する報告書

[原田雪松君登壇]

○原田雪松君 たいしま議題となりました狂犬病予防法案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

從来犬の狂犬病について、家畜伝染病予防法によつて予防接種がはかられて来たのであります。近時著しく猖獗の度を加えて参つておる点につけて申し上げます。

他の家畜伝染病とは著しく性格が相違し、防疫措置もまつたく趣を異にする点多いので、家畜伝染病予防法とは別個な法律により狂犬病を撲滅せんとするのが本法案の目的であります。

次に本法案の内容のおもなる点について申し上げますれば、第一は、すべての犬の登録を行い、定期的な予防注射の義務を課したことあります。

第二は、狂犬病が発生した場合に、確患した犬が早期に発見報告され、それにに対する処置が完全に行われるよう届出、隔離の義務を課したことであ

ります。

第三は、浮浪犬の捕獲をなし、また緊急予防注射を実施し、運動の制限、さらに交通遮断等に関する必要な規定を設けたことである。

第四は、罹患犬及びそれと疑われる犬の殺処分の禁止及び病性鑑定のための設置を命じ得るよう規定を設けたことである。

第五は、厚生大臣に緊急防疫措置として都道府県知事に必要な防疫手段の実施を命じ、また抑留した犬の抑留の実施を命じ得るよう規定を設けたことである。

第六は、提案者より提案理由の説明を聽取した後、ただちに質疑に入り、きわめに改訂する。

第七條を次のように改める。

第十七條 削除

第二十三條第三第五号を削除

第六号を第五号とする。

第二十四条第一項第一号但書中「犬及」を削る。

四 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ前例による。

五 最終号の附録に掲載

狂犬病予防法案(原田雪松君外六名提出)に關する報告書

[原田雪松君登壇]

○原田雪松君 たいしま議題となりました狂犬病予防法案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

從来犬の狂犬病について、家畜伝染病予防法によつて予防接種がはかられて来たのであります。近時著しく猖獗の度を加えて参つておる点につけて申し上げます。

他の家畜伝染病とは著しく性格が相違し、防疫措置もまつたく趣を異にする点多いので、家畜伝染病予防法とは別個な法律により狂犬病を撲滅せんとするのが本法案の目的であります。

次に本法案の内容のおもなる点について申し上げますれば、第一は、すべての犬の登録を行い、定期的な予防注射の義務を課したことあります。

第二は、狂犬病が発生した場合に、確患した犬が早期に発見報告され、それにに対する処置が完全に行われるよう届出、隔離の義務を課したことであ

ります。

第三は、浮浪犬の捕獲をなし、また緊急予防注射を実施し、運動の制限、さらに交通遮断等に関する必要な規定を設けたことである。

第四は、罹患犬及びそれと疑われる犬の殺処分の禁止及び病性鑑定のための設置を命じ得るよう規定を設けたことである。

第五は、厚生大臣に緊急防疫措置として都道府県知事に必要な防疫手段の実施を命じ、また抑留した犬の抑留の実施を命じ得るよう規定を設けたことである。

第六は、提案者より提案理由の説明を聽取した後、ただちに質疑に入り、きわめに改訂する。

第七條を次のように改める。

第十七條 削除

第二十三條第三第五号を削除

第六号を第五号とする。

第二十四条第一項第一号但書中「犬及」を削る。

四 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ前例による。

五 最終号の附録に掲載

狂犬病予防法案(原田雪松君外六名提出)に關する報告書

[原田雪松君登壇]

○原田雪松君 たいしま議題となりました狂犬病予防法案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

從来犬の狂犬病について、家畜伝染病予防法によつて予防接種がはかられて来たのであります。近時著しく猖獗の度を加えて参つておる点につけて申し上げます。

他の家畜伝染病とは著しく性格が相違し、防疫措置もまつたく趣を異にする点多いので、家畜伝染病予防法とは別個な法律により狂犬病を撲滅せんとするのが本法案の目的であります。

次に本法案の内容のおもなる点について申し上げますれば、第一は、すべての犬の登録を行い、定期的な予防注射の義務を課したことあります。

第二は、狂犬病が発生した場合に、確患した犬が早期に発見報告され、それにに対する処置が完全に行われるよう届出、隔離の義務を課したことであ

します。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事奥村又十郎君。

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件
左記皇室用財産の用途廃止について、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三條の規定により、国会の議決を求める。

一、所在 神奈川県三浦郡葉山町大字白石一四一八の二

神奈川県三浦郡葉山町大字下山口

一、区分 土地

一、数量及び価格 二、六〇〇坪 一

九、二四〇円（台帳価格）

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件（内閣提出）

【最終号の附録に掲載】

○奥村又十郎君（登壇）

（奥村又十郎君登壇）

○副議長（岩本信行君）

（岩本信行君登壇）

（奥村又十郎君登壇）

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（岩本信行君） 探討いたしました。本案は委員長報告の通り決するに

御異議ありませんか？

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと

認めます。よつて本案は委員長報告の

通り可決いたしました。

洲及び蒙疆を含む。）において領事

官の歯科医業免許を受けた者は、歯

科医師法第十二條の規定にかかるわら

ず、この法律施行の日から五年以内

に行われる歯科医師国家試験予備試

に合格した者であつて、しかも国民

試験に合格した者でなければできま

いというのが、現在の日本の法律でな

ります。しかしに、終戦後に多数の歯

科医師、医師が外地より内地に引揚げ

て参つたのであります。これらの歯

科医師、医師のうちの相当な者は、い

わゆるしかるべき学校を卒業せし

い、現地において免許を受けて医業を

営んでおつたのであります。これら

の人々は、現在の日本の法律において

は、日本の国内において医業を営むこ

とができないわけであります。従つて、

これらの多数の優秀な医師たるべき人

の医業を行わしめないで、しかも彼ら

の生活の道をふさぐということは残酷

なことがあります。昭和二十一年勅令

改正する法律

医師国家試験予備試験の受験資格

の特例に関する法律の一部を改正する法律案

医師国家試験予備試験の受験資格

の特例に関する法律の一部を改正する法律案

医師国家試験予備試験の受験資格

の特例に関する法律の一部を改正する法律案

医師国家試験予備試験の受験資格

の特例に関する法律の一部を改正する法律案

医師国家試験予備試験の受験資格

の特例に関する法律の一部を改正する法律案

医師国家試験予備試験の受験資格

の特例に関する法律の一部を改正する法律案

す。現在の日本におきましては、医師が

医業を行います場合には、しかるべき

学校を卒業した者であつて、しかも國

試験に合格したことができる。但し、二

回を超えて受験することはできな

い。

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと

認めます。よつて本案は委員長の報告

の通り可決いたしました。

簡単であります。が、以上御報告を終

ります。

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと

認めます。よつて本案は委員長の報告

の通り可決いたしました。

